大型はかり計量士による代検査料金表

（令和６年４月１日改定）

（一社）茨城県計量協会

計量器の種類	能　　力	検査料金（税込み）		料金の適用
		1台目の料金	2台目以降の料金	
電気式はかり 手動式はかり 指示はかり	ひょう量　2 t 以下	35,200 円	7,700 円	この料金表は、ひょう量250 kgを超えるはかりの検査について適用します。 「2台目以降の料金」は、同一日、同一場所で検査を行う場合に、ひょう量が最も大きいはかりを 1台目とし、それ以外のはかりに適用されます。
	〃　5t 以下	41,800	12,100	
	〃　10t 以下	49,500	19,800	
	〃　20t 以下	56,100	28,600	
	〃　30t 以下	63,800	39,600	
	〃　40t 以下	84,700	47,300	
	〃　50t 以下	96,800	62,700	
	〃　60t 以下	128,700	92,400	

≪備　考≫

1、 ※ 水戸市の計量協会（茨城県計量検定所）へ持込み受検する場合は、1台当たり 7,700 円。
　※ 持込み受検する場合は、大型トラックや屋根付きトラックによる持込はご遠慮ください。

2、上記の検査料金には、計量法に基づく代検査届出手続きに係る費用を含むものとします。

3、　はかりの検査料金の総額が30,000円を超える場合、当協会の会員以外の事業所については、原則5,500円の協会運営負担金が加算されます。

4、休日（土・日曜日、祝日）の検査には、「休日加算額」22,000 円を検査料金に加算します。

5、 器差検査は、計量法の規定に基づきひょう量の 3/5 を上限（ひょう量が 10t 以上のはかり）としますが、30t を超える部分の検査を必要とする場合は、仮分銅（鋼材等のおもり）の用意をお願いします。また、用意することができない場合は、別途「分銅運搬に要する費用」の負担をお願いします。

6、検査は、当協会が定める「はかりの検査実施計画表」に基づき、市町村ごとに実施しますが、その検査時期以外に、単独での検査依頼については、「出張料金」を加算します。
　「出張料金」は、検査に係る車の高速料金等(距離 1km あたり 50 円)、検査ユニック車等の借上げ費用、検査員の旅費等の実費とします。

7、上記の検査料金等の検査費用につきましては、検査に「合格」否かにかかわらず、請求させていただきますので、ご了承をお願いします。

8、検査において、当方のユニックが使用できない場合は、受検事業所のリフト等により分銅の運搬をお願いします。その際のリフト等の費用につきましては、受検事業所負担となります。